指導方針

１．基本方針

介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業実施の確保のため、法第２３条又は法第２４条に規定する権限を行使し、①法令が遵守されているか、②適正な保険給付がなされているか、③利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービス提供がなされているか等の観点から、介護保険施設等指導指針に基づき「指導」を行います。また、不正等の疑いが認められる場合には、法第７６条等の権限を行使し介護保険施設等監査指針に基づき「監査」を行うこととします。

２．対象事業

指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び指定地域密着型サービス事業者（総合事業含む）

３．指導の形態

（１）集団指導

適正なサービスを提供するために必要な情報伝達の場として、遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項、制度改正内容、過去の指導事例等、基本的な内容について講習形式により説明するものです。

（２）運営指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）、基準等に規定する運営体制、加算等の介護報酬請求の適正実施に関する実地による指導のことを指します。事業所等において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行います。

〇対象選定方法

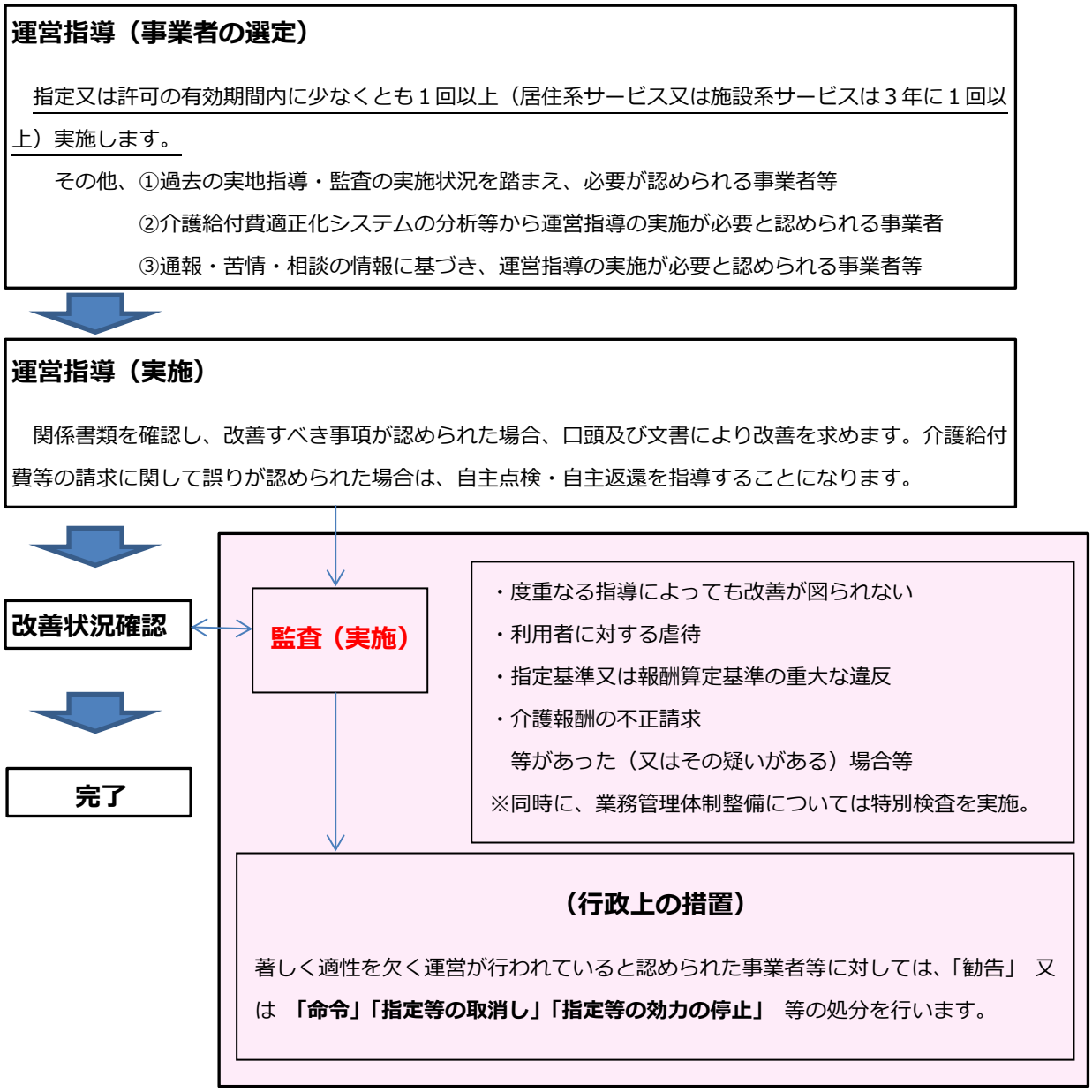
実施頻度は、指定又は許可の有効期間内に少なくとも１回以上（居住系サービス又は施設系サービスは３年に１回以上）とし、直近の運営指導における指摘事項の内容を考慮し、毎年度、対象事業所を選定します。なお、実施にあたっては、事業所等の感染防止対策に十分配慮し、感染状況を踏まえて延期も含め慎重に判断したいと思います。

〇監査への変更

運営指導で確認した指定基準違反等がある場合、利用者に対する虐待が行われていた場合又はその疑いがあると認められる場合、介護給付費等の不正請求が行われていた場合又はその疑いがあると認められる場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い事実関係の調査及び確認を行うものとします。

このほか、通報・苦情・相談等に基づく情報、介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険事業者等、度重なる指導によっても改善が図られない場合も監査を実施します。

指導と監査のフロー図



運営指導は、「介護保険施設等指導指針」及び「介護保険施設等監査指針」に基づき、各事業所における利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら、より良いケアの実現と保険給付の適正化を図るために実施するものです。したがって、介護報酬の請求に不正が疑われる場合や運営指導の際の指摘事項に改善が見られない場合等には、**監査に切り替えることがあります。**

不正等の状況によっては、直前通知による運営指導や監査を適宜行う場合があります。介護報酬の請求に関して、指定事業者が行政処分の対象となり得る重大な不正を行った場合には、不正内容等にかかる確認を行うため、より厳正な「追加審査」を行い、給付の一層の適正化を図ります。

４．指導・監査後の処理

（１）文書指摘

運営指導においては、その結果を口頭により指摘することを原則としますが、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該介護保険事業者等に対し文書指摘として書面で通知し、１カ月以内に改善報告書の提出を求めます。

（２）自主点検及び自主返還指示

運営指導において介護給付等対象サービスの内容、介護給付費の算定又はその請求に関し不適切な事実を確認したときは、当該介護保険事業者に対し、当該指摘事項に関し、指導前５年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、介護給付費の返還の必要がある場合は自主返還の指示を行います。

（３）勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案して（１）の文書指摘以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該介護保険事業者等に対し期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求めます。

（４）業務改善命令

（３）の勧告を受けた介護保険事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該介護保険事業者等に対し期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求めます。なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、国保連に対し連絡します。

（５）指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し必要があると認められる場合には、当該介護保険事業者等の指定等を取消し又は期間を定めてその効力を停止します。なお、指定等の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、国保連に対し連絡します。

（６）返還金

介護保険事業者等が偽りその他不正の行為により介護給付費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去２年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、法第２２条第３項の規定により、返還させるべき額に１００分の４０を乗じて得た額を支払うよう当該介護保険事業者等に指示します。

５．運営指導実施状況

居宅介護支援事業所（６事業所）

事業所名	指定有効期間	指導日（直近）
居宅介護支援事業所　百合砂	R3.10.28～R9.10.27	R7.9.30
わらび苑居宅介護支援事業所	R8.4.1～R14.3.31	R4.12.7
平安閣介護支援センターつばさ	R7.2.1～R13.1.31	R8.9.2
種子屋久農業協同組合 指定居宅介護支援事業西之表事業所	R6.4.1～R12.3.31	R6.10.25
LaLa Cats(ララキャッツ)	R5.4.1～R11.3.31	R5.10.24
ケアプランありがとう	R7.9.20～R13.9.19	R3.10.28
居宅介護支援事業所よろーて	R8.5.21～R14.5.20	

地域密着型サービス事業所（10事業所）

事業所名	指定有効期間	前回指導日
グループホーム百合砂	R5.1.4～R11.1.3	R7.9.30
地域密着型特別養護老人ホーム現和苑	R5.6.1～R11.5.31	R7.10.20
デイサービスなごみ苑	R4.12.1～R10.11.30	R8.3.9
デイサービスなごみ苑2号棟	R6.8.27～R12.8.26	R8.3.9
国上デイサービスセンター	R4.6.1～R10.7.31	R5.10.13
デイサービスすばる	R6.6.27～R12.6.26	R6.10.18
ポシブル種子島	R5.7.14～R11.7.13	R6.10.30
デイサービスはまゆう	R7.4.15～R13.4.14	R8.9.3
デイサービスあんしん	R7.5.6～R13.5.5	R8.9.2
デイサービスこもれび	R6.4.27～R12.4.26	R7.9.29
看護小規模多機能型居宅介護なごみ	R7.9.14～R13.9.13	R8.9.1
デイサービスピカソ種子島	R8.1.5～R14.1.4	

６．重点指導事項

（１）人員・設備・運営基準を遵守した適切なサービス提供体制の確保

（２）高齢者虐待防止及び身体拘束の禁止に関する制度理解の推進

（３）一連のケアマネジメントプロセスの理解の推進

（４）事故等の発生時における記録と再発防止の取組み

（５）苦情等の内容を踏まえたサービスの質の向上の取組み

（６）介護給付費等の算定要件に基づいた適正な請求

（７）基準省令等に定める諸記録の適切な整備・保存

（８）感染症や自然災害発生時における業務継続計画（BCP）策定の義務

７．指摘を受けないために

最新法令の理解、遵守

国・県・市から発信される情報を入手し、研修やミーティングの機会に事業所内で共有する。

運営指導における確認項目、確認文書のチェック

運営指導の確認項目は、事前に通知している。

日常的な準備

運営指導が決まってからでは対応できない。各業務をルーティン化する。

書類の整理、ファイリング

必要な書類をすぐに取り出せるように整理し、ファイリングする。

事業者内部におけるチェック体制の確立

法人内で定期的に業務を点検し、問題点について、改善、見直しを実施する体制を確立する。